

国 地 契 第 5 5 号  
国 官 技 第 1 8 4 号  
国 営 計 第 8 7 号  
平 成 1 8 年 9 月 2 8 日

各地方整備局総務部長  
各地方整備局企画部長 あて  
各地方整備局営繕部長

大 臣 官 房 地 方 課 長  
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長  
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長

### 参加者の有無を確認する公募手続の運用について

参加者の有無を確認する公募手続については、「参加者の有無を確認する公募手続について」（平成18年9月28日付け国官会第935号。以下「官房長通達」という。）をもって通知されたところであるが、地方整備局における建設コンサルタント業務等の具体的な手続の運用にあたっては、下記事項に留意の上、遺漏のないよう運用されたい。

### 記

#### 1 公示の時期について

官房長通達記2(2)中の「別に定める特定の時期」は、原則として「建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について」（平成7年4月17日付け建設省厚契発第16号、建設省技調発第75号、建設省営建発第34号。以下「発注予定情報公表通達」という。）記2(2)の発注予定情報の公表時期と同じく、次の時期とすること。

年度予算が成立後速やかに（当該年度分）

7月上旬

10月上旬

1月上旬

#### 2 公示予定情報の公表時期について

1.によれない場合は、官房長通達記4における公示予定情報を公表することとし、その公表時期は、原則として、発注予定情報公表通達記2(2)の発注予定情報の公表時期と同じく、上記1 から の時期とすること。

### 3 委員会について

応募要件及び特定公益法人等の決定並びに参加意思確認書を提出した者の審査については、「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記6の建設コンサルタント選定委員会を活用すること。

### 4 応募要件を満たすと認められる者がいる場合の取扱いについて

(1) 官房長通達記9中の「別に定めるもの」は、特定手続通達をいうこと。

(2) 特定調達契約に該当する業務の場合、技術提案書の提出要請から技術提案書の提出までの期間は、原則として、40日間以上とすること。